

2020年4月19日

オンライン診療に関するご説明

以下の注意事項をよくお読みになり、わからないことがあればお気軽にご質問下さい。
(下記内容は、皆様の安全と利便性を優先し、短期間で迅速に作成したもので、今後の国の方針変更や内容の誤りが発見された場合には後日修正・変更をお願いする場合がありますので、予めご了承下さい)

1. オンライン診療では直接の対面による診察に比べて患者の心身の状態に関して得られる情報が限定されるため、対面診療では生じることが少ない見逃しや誤認等不測の事態が生じることがあります。このため、原則毎月1回の受診を行っていただきます。
また、国の規定により3月に1回は対面診療を行い、安全確認を行う事が必須条件とされています。オンライン診療による診療行為の限界等を正しく理解した上で受診をお願いいたします。
2. オンライン診療は、患者がその利点及び生ずる恐れのある不利益等について理解した上で、患者がその実施を求める場合に実施されます。
3. 医師は、当「オンライン診療に関するご説明」および「オンライン診療の実施にかかる診療計画書兼同意書」に記載のオンライン診療の利点やこれにより生ずる恐れのある不利益について提示します。
4. 提供される情報について、ご不明な点や不安なことがありましたらご相談下さい。
5. オンライン診療では、初診は原則として直接の対面による診察を行います。
その後、合計3ヶ月以上の対面診療により、症状が安定しており、急な悪化を生じる可能性が少なくと判断された場合のみ、オンライン診療に移行することができます。
また、オンライン診療を行っても良い疾患が国により規定されています(裏面参照)。
それ以外の疾患にてオンライン診療を行う場合は原則として自費診療となり、その場合処方箋・薬剤費も自費となります。
(※2020年4月13日から一時的に上記条件が緩和されました。参考3を参照ください。)
6. オンライン診療では、原則として同一の医師による直接の対面による診療と組み合わせて行います。が、医師グループによる診療も認められております。
医師グループによる診療の場合は、毎回同じ医師による診察を受けられるとは限りません。
7. 定期的な健康診断等を受けている方で、疾病を見落とすリスクが排除されていて、かつ国が定める診療(例えば禁煙外来)など治療によるリスクが極めて低いものに限り、直接の対面による診療を組み合わせずにオンライン診療を行うことができます。
8. 体調の変化やお困りのことがございましたら必ずご相談をお願いいたします。その結果、対面による診療をご案内する場合があります。
9. ご家族やご友人を含め、第三者に患者に関する個人情報・医療情報が伝わることの無いよう、患者のプライバシーに十分配慮された環境(診察室内など)でオンライン診療を行います。
10. オンライン診療では、対面による診療と同様に診療録の記載が必要となり、医療情報の保管に関するガイドライン等に準じて診断等の基礎となる情報(診察時の動画や画像など)を保管します
11. 予約時間は目安であり、厳密な時間を保証するものではありません。その時の状況により多少前後する可能性があります。

12. オンライン診療を行う場合、医科診療報酬点数表 A003 オンライン診療料 通知(12)「情報通信機器の運用に要する費用」として規定されている費用として、一月に1回1050円を申し受けます。(詳細については https://shirobon.net/r01/ika_1_1_2/a003.html 等の診療報酬点数表を参照できるサイトにて見ることができます)
13. 当院採用のオンライン診療ソフトウェア curon を利用する場合、1回の診療に付き300円のソフトウェア利用料がソフトウェア会社(株式会社micin)から徴収されます。
14. 慢性疾患にて通院している患者さんに診察および処方箋をお出しした場合の典型的な窓口負担額は、オンライン診療の場合通常の診察に比べて760円前後増えます。

(下記費用計算例は概算です。薬の組み合わせや国の定める点数等の変更にて増減します)

(下記 参考1の疾患以外の方は、コロナウイルス感染症が収束するまで限定的にオンライン診療が認められております。)

例) 参考1の疾患をお持ちの方に診察および処方箋を発行を行った場合

1) 対面診療の場合

診察351点 処方箋発行141点 合計492点 3割負担1480円

(その時の薬の組み合わせ等により多少増減します)

2) オンライン診療の場合

診察218点 処方箋発行68点 合計286点 3割負担 860円

情報通信機器運用費 1050円

ソフトウェア利用料 330円(消費税込)

合計 2240円

参考1) オンライン診療を国により許可されている疾患

○特定疾患(国により指定されている慢性の疾患群)

結核/悪性新生物/甲状腺障害/処置後甲状腺機能低下症/糖尿病/スフィンゴリピド代謝障害及びその他の脂質蓄積障害/ムコ脂質症/リポ蛋白代謝障害及びその他の脂(質)血症/リボジストロフィー/ローノア・ベンソード腺脂肪腫症/高血圧性疾患/虚血性疾患/不整脈/心不全/脳血管疾患/一過性脳虚血発作及び関連症候群/単純性慢性気管支炎及び粘液膿性慢性気管支炎/詳細不明の慢性気管支炎/その他の慢性閉塞性肺疾患/肺気腫/喘息/喘息発作重積状態/気管支拡張症/胃潰瘍/十二指腸潰瘍/胃炎及び十二指腸炎/肝疾患(経過が慢性なものに限る)/慢性ウイルス肝炎/アルコール性慢性膵炎/その他の慢性膵炎/思春期早発症/性染色体異常

○小児特定疾患

○てんかん

○指定難病

など、基本的に慢性の疾患が対象となります。

参考2) オンライン診療の参考疾患

オンライン診療は、通常の時点では

- ・当院に定期的におかかりの方で上記参考1に規定されている疾患をお持ちの方(保険診療)
 - ・主治医からの診療情報提供書をお持ちで国が定めた慢性疾患をお持ちの方(保険診療)
 - ・禁煙外来など、国が定める診療(保険診療)
 - ・コロナウイルス感染症と診断されて自宅待機となった方の毎日の容態確認を要する方(保険診療)
 - ・コロナウイルスのことについての心配事やお聞きになりたいことがあり相談したい方(自費診療)
- 等が対象となります。(<https://www.mhlw.go.jp/content/10803000/000618420.pdf>)

参考3) コロナウイルス感染症拡大に伴う臨時的な措置について

2020年4月13日からコロナウイルス感染症の広がりに伴い、臨時的な措置として初診の方、参考1の疾患をお持ちでない慢性疾患の方、定期的に通院されている方も対象となりましたが、コロナウイルス感染症が終息後は再度不認可となる予定です。